

糸島市運動公園整備・管理運営事業 基本協定書(案)

糸島市運動公園整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、糸島市（以下「市」という。）と、●（以下「代表企業」という。）を代表企業とする●グループを構成する末尾当事者欄に記名押印せる各社（以下併せて「落札者」という。）は、第3条で定める各契約（以下併せて「本事業契約」という。）の締結に向けた事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

前文

市は、糸島市蔵持681番地1他に所在する土地に、糸島市運動公園（以下「本施設」という。）を整備し、これを運営することとした。

市は、本事業に関し、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な市民サービスの提供を実現するとともに、財政負担の軽減を図る観点から、整備及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者に発注することとした。

市は、総合評価落札方式による一般競争入札により事業者の募集を実施し、●グループを落札者として決定した。

市と落札者は、かかる経緯のもと、令和2年●月●日を目途として本事業契約の締結及び本事業の準備のために、次のとおり基本的な事項について基本協定を締結する。

（目的及び解釈）

- 第1条 基本協定は、本事業契約に向けて、市と落札者の双方の義務を定めることを目的とする。
- 2 基本協定本文に定義されていない用語については、別紙1の定義集に定義された意味を有するものとする。

（本事業契約締結への誠実対応義務等）

- 第2条 市と落札者とは、本事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、最善の努力をしなければならない。
- 2 落札者は、本事業契約の締結に向けた協議に当たっては、市及び本事業の入札手続にかかる選定委員会の要望事項を尊重しなければならない。

（本事業契約）

- 第3条 市と落札者とが締結する契約は、次に定める基本契約、設計・工事監理業務委託契約、建設工事請負契約及び維持管理・運営業務委託契約とする。本事業契約（基本契約を含む）の契約

金額の合計は金●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金▲円とする。）であり、その契約当事者及び契約金額の内訳は次に示すとおりである。

(1) 設計・工事監理業務委託契約

契約当事者 市、設計企業、工事監理企業

契約金額 金●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金▲円とする。）

(2) 建設工事請負契約

契約当事者 市、建設企業

契約金額 金●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金▲円とする。）

(3) 維持管理・運營業務委託契約

契約当事者 市、開園準備企業、維持管理企業、運営企業

契約金額 金●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金▲円とする。）

(4) 基本契約

契約当事者 市、設計企業、工事監理企業、建設企業、開園準備企業、維持管理企業及び運営企業

2 市及び落札者は、前項に掲げる各契約の契約金額は、各契約の条項に従い変更されることがあり、かかる変更に応じて各契約の合計金額も変更することをあらかじめ了承する。

(役割分担)

第4条 本事業の実施において、落札者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- 一 設計業務は、設計企業である●がこれを行う。
- 二 建設業務は、建設企業である●がこれを行う。
- 三 工事監理業務は、工事監理企業である●がこれを行う。
- 四 開園準備業務は、開園準備企業である●がこれを行う。
- 五 維持管理業務及びその開園準備業務は、維持管理企業である●がこれを行う。
- 六 運營業務及びその開園準備業務は、運営企業である●がこれを行う。
- 七 統括管理業務は、代表企業である●がこれを行う。

(契約締結の手順)

第5条 市と落札者は、次項から第6項までの手順に従い、本事業契約を締結する。当該契約内容は、市が公表した各契約書案のとおりとする。但し、市が合理的な理由に基づき必要と認める場合、各契約書案の文言に関し、市と落札者とはその解釈について協議し、その内容について変更を行うものとする。協議が調わない場合には市が締結する契約内容を決定し、落札者は当該決定に従うものとする。

2 市と落札者は、令和2年4月30日までに、入札説明書等及び基本協定に基づき、基本契約

を仮契約として締結する。

- 3 市と建設企業は、基本契約の仮契約締結と合わせて、入札説明書等、基本協定及び基本契約に基づき、建設工事請負契約を仮契約として締結する。
- 4 市と設計企業及び工事監理企業は、基本契約の仮契約締結と合わせて、入札説明書等、基本協定及び基本契約に基づき、設計・工事監理業務委託契約を仮契約として締結する。
- 5 第2項の基本契約、第3項の建設工事請負契約、及び前項の設計・工事監理業務委託契約の各仮契約は、糸島市議会において議決を得られたときに本契約の効力が発生するものとする。
- 6 市と開園準備企業、維持管理企業及び運営企業は、第2項の基本契約の仮契約締結後速やかに、入札説明書等、基本協定及び基本契約に基づき、維持管理・運営業務委託契約を仮契約として締結する。当該仮契約は基本契約、第3項の建設工事請負契約、第4項の設計・工事監理業務委託契約について糸島市議会の議決を得られることを停止条件として本契約の効力が発生するものとする。

(市の本事業契約不締結又は仮契約の解除)

第6条 本事業契約が本契約としての効力を生ずるまでの間に、構成企業が以下の各号のいずれかに該当するとき、その他構成企業又は構成企業が代理人（又は支配人、使用人、入札代理人）として使用していた者が、本事業契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと合理的に認められるときは、市は本事業契約を締結せず又は締結した本事業契約の仮契約を解除することができる。

(1) 構成企業が、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア 本事業の入札手続に関して、公正取引委員会が、構成企業又はその代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号をいい、その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1項第1号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

イ 本事業の入札手続に関して、構成企業又はその役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号をいい、その後の改正を含む。）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の罰条により公訴を提起されたとき。

(2) 構成企業が入札説明書に定める資格要件を欠く事態となったとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、構成企業が基本協定に違反し、その違反により基本協定の目的を達することができないと市が認めたとき、又はその他構成企業の責めに帰すべき事由により、基本協定の履行が困難であると市が認めたとき。

- 2 前項第一号又は第三号の規定により市が本事業契約を締結しないこととし、又は締結した本事業契約の仮契約を解除した場合は、落札者は第3条で定める本事業契約の契約金額の合計金に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する金額を違約金として、市の指定する期間内に支払わなければならない（但し、同じ事由で同じ者が本事業契約においても違約金支払義務を負担する場合、同金額の範囲では本項の違約金支払義務を負担すれば足り、重

ねて各契約の違約金を支払う必要はないものとする。)。なお、市に実際に生じた損害の額が違約金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、市が、当該者に対する賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

- 3 前項の規定により落札者が市に違約金を支払う場合において、市は、違約金請求権と落札者の事業契約に基づく契約金請求権その他市に対する債権を相殺することができ、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

(準備行為)

第7条 落札者は、本事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するための準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、落札者の費用による準備行為に協力する。

(本事業契約不調の場合における処理)

第8条 市の責めに帰すべき事由により、本事業契約(仮契約を含む。以下、本条において同じ。)の締結に至らなかった場合、既に落札者が本事業の準備に関して支出した費用及び本事業の入札手続に要した費用について合理的な範囲で市が負担する。

- 2 構成企業の責めに帰すべき事由により、本事業契約の締結に至らなかった場合、既に市が本事業の準備に関して支出した費用、市が本事業の入札手続のために要した費用及び市が再度入札を実施する等により改めて本事業を委託する事業者を選定し契約するために要する費用(以下「再入札等費用」という。)が第6条に基づき落札者が市に支払う違約金の額を超える場合、当該超過費用は合理的な範囲で当該帰責事由のある構成企業が連帯して負担する。

- 3 事由の如何を問わず、市及び落札者の責めに帰すべき事由なくして本事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用及び再入札等費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 4 本事業契約の締結に至らなかった場合又は第6条により締結した仮契約が解除された場合において、落札者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、落札者は、本事業に関して市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、落札者は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を市に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 基本協定の有効期間は、基本協定締結の日から本事業契約の全てについて本契約としての効力が生じた日までとする。ただし、本事業契約が本契約としての効力を生ずるに至らなかった場合は、本事業契約の本契約としての効力が生ずるに至る可能性がないと市が判断して代表企業に通知した日までとする。基本協定の有効期間の終了にかかわらず、第6条第2項、同条第3項、第8条、第11条から第13条までの規定の効力は存続する。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第10条 市及び落札者は、他の当事者の承諾なく基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第11条 市及び落札者は、基本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び基本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(落札者を構成する企業の変更)

第12条 落札者を構成する企業の変更は、認められないものとする。ただし、やむを得ないと合理的に認められる事由が生じた場合で、市の事前の書面による承諾を得たときは、この限りではない。なお、代表企業の変更はいかなる場合でも認めない。

(管轄裁判所)

第13条 市及び落札者は、基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、福岡地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法及び解釈)

- 第14条 基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 基本協定、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。
 - 3 基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(補則)

第15条 基本協定に定めのない事項については、法令（糸島市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて市及び落札者が協議して定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、市及び落札者の代表企業としての●が各1通を保有する。

令和●年●月●日

糸島市

糸島市長

(代表企業)

所在 ●

社名 ●

代表取締役 ●

(設計企業)

所在 ●

社名 ●

代表取締役 ●

(建設企業)

所在 ●

社名 ●

代表取締役 ●

(工事監理企業)

所在 ●

社名 ●

代表取締役 ●

(開園準備企業)

所在 ●
社名 ●
代表取締役 ●

(維持管理企業)

所在 ●
社名 ●
代表取締役 ●

(維持管理企業)

所在 ●
社名 ●
代表取締役 ●

(別紙1)

定義集

基本協定において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。但し、当該各契約において別段の定義を設ける場合は、当該各契約においては当該定義に従うものとする。

1. 業務に関する用語

- 「統括管理業務」とは、市と構成企業間の調整や本事業における個別の業務全般を統括する業務（その概要は以下のとおり。）をいう。
 - (1) 市との調整業務
 - (2) 全体マネジメント業務
 - (3) 財務状況報告業務
 - (4) その他関連業務
- 「設計業務」とは、本事業を実現するための設計条件、管理の仕様を見通した基本事項や建設に必要なデータを得るとともに、建設する施設内容を基本設計図書及び実施設計図書に取りまとめる業務（その概要は以下のとおり。）をいう。
 - (1) 事前調査業務
 - (2) 設計業務
 - (3) その他関連業務
- 「工事監理業務」とは、建設業務における工事を監理する業務をいう。
- 「建設業務」とは、本施設を建設する業務（その概要は以下のとおり。）をいう。
 - (1) 着工前業務
 - (2) 建設業務
 - (3) 完工後業務
 - (4) 什器備品設置業務
 - (5) その他関連業務
- 「開園準備業務」とは、円滑に維持管理業務及び運営業務を遂行するために必要な準備を行う業務（その概要は以下のとおり。）をいう。
 - (1) 運営体制の確立
 - (2) 広報・開園記念行事等実施業務
 - (3) 開園準備期間中の本公園施設の維持管理業務
- 「維持管理業務」とは、本公園施設を維持管理する業務（その概要は以下のとおり。）をいう。
 - (1) 清掃業務
 - (2) 環境衛生管理業務
 - (3) 警備業務
 - (4) 建築物等保守管理業務
 - (5) 建築設備保守管理業務
 - (6) 屋外施設保守管理業務
 - (7) 樹木・植栽等管理業務
 - (8) 防災施設管理業務

- (9) 什器備品管理業務
 - (10) 修繕・更新業務
 - (11) 長期修繕計画策定業務
 - (12) エネルギーマネジメント業務
 - 「運營業務」とは、本公園施設を運営する業務（その概要は以下のとおり。）をいう。
 - (1) 施設利用管理業務
 - (2) スポーツ振興・健康増進プログラム実施業務
 - (3) 各種スポーツ大会・イベント開催支援業務
 - (4) スポーツ団体の育成支援業務
 - (5) 交流・地域イベントに関する業務
 - (6) 防災に関する業務
 - (7) 広報・情報発信業務
 - (8) 駐車場・駐輪場管理業務
 - (9) 自動販売機管理業務
 - (10) スポーツ用品貸出・販売業務
 - (11) 問合せ対応業務
 - (12) 総務業務
 - (13) 自主提案事業（自主事業、付帯施設事業）
 - 「自主事業」とは、自主提案事業のうち、付帯施設を用いることなく行う事業を個別に又は総称していう。
 - 「設計・建設業務」とは、設計業務、建設業務及び工事監理業務を個別に又は総称していう。
 - 「維持管理・運營業務」とは、維持管理業務及び運營業務を個別に又は総称していう。
 - 「自主提案事業」とは、選定事業者の任意提案により、本公園の目的を逸脱しない範囲において、構成企業が独立採算により実施する業務である自主事業及び付帯施設事業を併せたものをいう。
 - 「独立採算業務」とは、運營業務のうち、自動販売機管理業務及びスポーツ用品貸出・販売業務をいう。
 - 「独立採算業務等」とは、独立採算業務及び自主事業をいう。
 - 「付帯施設事業」とは、付帯施設を運営することにより実施する業務をいう。
 - 「本件備品等」とは、業務要求水準書別紙 12「什器備品リスト（参考）」に基づき調達した什器備品及び選定事業者提案に基づき調達した備品等をいう。
 - 「本施設」とは、関係図書及び設計図書等に基づき選定事業者が設計・建設する公園施設その他関連する一切の施設及び本件備品等をいう。
 - 「本公園」とは、糸島市運動公園をいう。
 - 「本公園施設」とは、本施設のうち、付帯施設を除いた一切の施設及び本件備品等をいう。
 - 「付帯施設」とは、選定事業者の任意提案により、都市公園法第 5 条の設置管理許可を受けて、構成企業が独立採算により設計・建設のうえ、事業期間中、所有、維持管理し、自主提案事業を営む施設をいう。
2. 体制に関する用語
- 「構成企業」とは、本事業の入札における落札者グループである[グループ名]を構成する企業

である、代表企業兼統括管理業務を担当する[代表企業名]、設計業務を担当する[設計企業名]、工事監理業務を担当する[工事監理企業名]、建設業務を担当する[建設企業名]、維持管理業務を担当する[維持管理企業名]、又は運営業務を担当する[運営企業名]をいう。

- 「代表企業」とは、構成企業を代表する[代表企業名]をいう。
- 「工事監理企業」とは、構成企業であり、工事監理業務を担当する[工事監理企業名]をいう。
- 「設計企業」とは、構成企業であり、設計業務を担当する[設計企業名]をいう。
- 「建設企業」とは、構成企業であり、建設業務を担当する[建設企業名]をいう。
- 「維持管理企業」とは、構成企業であり、維持管理業務を担当する[維持管理企業名]をいう。
- 「運営企業」とは、構成企業であり、運営業務を担当する[運営企業名]をいう。
- 「開園準備企業」とは、構成企業であり、開園準備業務を担当する[開園準備企業名]をいう。
- 「業務受託者」とは、落札者が、本事業契約の履行のため、業務を委託した者（当該業務を委託された者が再委託した者を含むが、これらに限られない。）をいう。
- 「選定事業者」とは、P F I 法第 8 条第 1 項の規定により特定事業を実施する者として選定された者であり、本事業契約を締結した者をいう。

3. 選定事業者の募集に関する用語

- 「実施方針」とは、市が平成 3 1 年 3 月 2 8 日に公表した糸島市運動公園整備・管理運営事業実施方針及び実施方針に対する質問及び回答書を個別に又は総称していう。
- 「入札説明書」とは、本事業に関し令和元年●月●日に公表された（令和元年●月●日に変更された）入札説明書及び入札説明書の添付資料並びに付属資料（業務要求水準書を除く。）及びこれらに対する質問及び回答書を個別に又は総称していう。
- 「入札説明書等」とは、入札説明書、業務要求水準書、実施方針及びこれらに対する質問及び回答書を個別に又は総称していう。
- 「業務要求水準書」とは、本事業に関し令和元年●月●日に入札説明書とともに公表された糸島市運動公園整備・管理運営事業業務要求水準書（別紙を含む。）及び業務要求水準書に対する質問及び回答書を個別に又は総称していう。
- 「選定事業者提案書等」とは、落札者が入札手続において市に提出した選定事業者提案書その他落札者が本事業契約の締結までに市に提出した一切の書類を個別に又は総称していう。
- 「業務要求水準書等」とは、本事業契約、基本協定書、入札説明書、業務要求水準書、実施方針及びこれらに対する質問及び回答書を個別に又は総称していう。
- 「関係図書」とは、業務要求水準書等及び選定事業者提案書等を個別に又は総称していう。

4. その他の用語

- 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。